

# 自己点検シート

(介護報酬編)

## 【介護医療院】

事業所番号: 33

施設名:

点検年月日: 令和 年 月 日( )

点検担当者:

R3.4 岡山市版

<根拠欄省略標記一覧>

「法」	◎介護保険法(平成9年法律第123号)
「施行令」	◎介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
「施行規則」	◎介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
「居宅省令」	□指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)
「施設省令」	□介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)
「予防省令」	□指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)
「居宅等省令解釈通知」	◇指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年老企第25号)
「施設省令解釈通知」	◇介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成30年老老発0322第1号)

「居宅報酬告示」	○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)
「施設報酬告示」	○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)
「予防報酬告示」	○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)
「訪問・通所留意事項通知」	・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)
「入所留意事項通知」	・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号)
「予防留意事項通知」	・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
「適合する利用者等」	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等((平成12年厚生省告示第23号)改正平成30年厚生労働省告示第78号)
「定める基準」	厚生労働大臣が定める基準((平成12年厚生省告示第25号)改正平成30年厚生労働省告示第180号)
「施設基準」	厚生労働大臣が定める施設基準((平成12年厚生省告示第26号)改正平成30年厚生労働省告示第180号)
「通所介護費等算定方法」	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)
「夜勤職員基準」	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)

<文献:(発行:社会保険研究所)>

介護報酬の解釈1 単位数表編《令和3年4月版》 (「青本」)

介護報酬の解釈2 指定基準編《令和3年4月版》 (「赤本」)

介護報酬の解釈3 QA・法令編《令和3年4月版》 (「緑本」)

<厚生労働省 法令等データベースサービス>

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

## 304 介護医療院サービス

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
<input type="checkbox"/>	施設等の区分・人員配置区分 (青1200~1204)	別紙13-5・別紙13-5付表1、別紙13-6・別紙13-6付表1により、毎月区分の基準に適合するか確認している	<input type="checkbox"/>	確認している		施設基準第六十八
<input type="checkbox"/>	夜勤減算	利用者の合計数が30又はその端数を増す毎に1(ただし2人以上)	<input type="checkbox"/>	満たさない		夜勤職員基準第七のニイ(第二号ハ(1)準用)
<input type="checkbox"/>		看護職員の数が1以上	<input type="checkbox"/>	満たさない		夜勤職員基準第七のニイ(第二号ハ(1)準用)
<input type="checkbox"/>		ユニット型・・・2ユニットごとに1以上	<input type="checkbox"/>	満たさない		夜勤職員基準第七のニロ(第二号ハ(2)準用)
<input type="checkbox"/>	入所者数の確認状況 (緑768)(青882~883)	歴月平均の入所者数(小数点以下切り上げ)が、市に提出した運営規程に定められている入所定員を超えていないことを毎月確認している	<input type="checkbox"/>	確認している		通所介護費等算定方法十五号イ 入所留意事項通知第2の1(2)(3)
<input type="checkbox"/>	介護職員等の欠員による減算の状況 (緑768)(青883~884)	毎月、人員基準を満たすかを確認している	<input type="checkbox"/>	確認している		入所留意事項通知第2の1(4)
<input type="checkbox"/>		看護・介護職員の配置が、基準の1割を超えて減少した場合は当該月の翌月から、1割の範囲内で減少した場合は当該月の翌々月から解消月まで入所者全員について70/100で算定している	<input type="checkbox"/>	算定している		通所介護費等算定方法十五号ロ・ハ 入所留意事項通知第2の1(5)③
<input type="checkbox"/>		医師、薬剤師又は介護支援専門員の配置が基準を下回った場合は、当該月の翌々月から解消月までの入所者全員について70/100で算定している	<input type="checkbox"/>	算定している		通所介護費等算定方法十五号ロ・ハ 入所留意事項通知第2の1(5)④
<input type="checkbox"/>	ユニットケア減算(青1208・1209)	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/>	未配置		施設基準第六十八の三イ
<input type="checkbox"/>		ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/>	未配置		施設基準第六十八の三ロ

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
□	身体拘束廃止未実施減算 (青1208・1209)	身体拘束等を行う場合の記録を行っている	□	行っている		定める基準第百号
		身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っている イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備する。 ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告する。 ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析する。 ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。 ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。 ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価する。	□	図っている		定める基準第百号
		身体的拘束等の適正化のための指針を整備している イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	□	整備している		定める基準第百号
		介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行っている ・身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき、適正化の徹底を行う。 ・職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。 ・研修の実施内容についても記録する。 (研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。)	□	実施している		定める基準第百号

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
□	安全管理体制未実施減算 (青1208・1209)	<p>事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備していない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方</li> <li>ロ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項</li> <li>ハ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針</li> <li>ニ 施設内で発生した介護事故、ヒヤリ・ハット事例及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下、介護事故等）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針</li> <li>ホ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針</li> <li>ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</li> <li>ト その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針</li> </ul>		□ 整備している		定める基準第百の二
		<p>事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備していない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 介護事故等について報告するための様式を整備する。</li> <li>ロ 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、介護事故等について報告する。</li> <li>ハ 事故発生の防止のための委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析する。</li> <li>ニ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討する。</li> <li>ホ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する。</li> <li>ヘ 防止策を講じた後に、その効果について評価する。</li> </ul>		□ 整備している		
		<p>事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行っていない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき、適正化の徹底を行う。</li> <li>・職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施する。</li> <li>・研修の実施内容についても記録する。（研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。）</li> </ul>		□ 整備している		
		<p>前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていない</p>		□ 置いている		

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
□	栄養管理未実施減算 (青1208・1209)	栄養士又は管理栄養士を置いていない	<input type="checkbox"/>	置いている		定める基準第百の三
		入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていない	<input type="checkbox"/>	行っている		
		入所後1週間以内に低栄養状態のリスクを把握(栄養スクリーニング)	<input type="checkbox"/>	している		
		スクリーニングを踏まえ、入所者ごとに解決すべき課題を把握(栄養アセスメント)	<input type="checkbox"/>	している		リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
		管理栄養士、医師、歯科医師、看護師及び介護支援専門員その他の職種が共同して、栄養ケア計画を作成していない	<input type="checkbox"/>	作成している		
		入所者又はその家族に分かりやすく説明し、同意を得ていない	<input type="checkbox"/>	同意を得ている		
		入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録	<input type="checkbox"/>	している		
		(高リスク者)計画の進捗状況を定期的に評価、見直し	<input type="checkbox"/>	2週間毎に実施		
		(低リスク者)計画の進捗状況を定期的に評価、見直し	<input type="checkbox"/>	3月毎に実施		
		栄養状態の把握(体重測定等)	<input type="checkbox"/>	1回/月実施		
□	療養環境減算Ⅰ(青1210・1211)	廊下幅1.8m(両側に療養室がある場合2.7.m)未満	<input type="checkbox"/>	満たさない		施設基準第六十八の四
□	療養環境減算Ⅱ(青1210・1211)	療養室の床面積の合計を入所定員で除した数が8未満	<input type="checkbox"/>	満たさない		施設基準第六十八の四
□	夜間勤務等看護Ⅰ(青1210・1211)	看護職員が15:1、2人以上配置	<input type="checkbox"/>	満たす		夜勤職員基準第七の二八(第二号ハ(3)準用)
□	夜間勤務等看護Ⅱ(青1210・1211)	看護職員が20:1、2人以上配置	<input type="checkbox"/>	満たす		夜勤職員基準第七の二八(第二号ハ(3)準用)
□	夜間勤務等看護Ⅲ(青1210・1211)	看護・介護職員が15:1、2人以上配置	<input type="checkbox"/>	満たす		夜勤職員基準第七の二八(第二号ハ(3)準用)
		看護職員の数が1以上	<input type="checkbox"/>	満たす		夜勤職員基準第七の二八(第二号ハ(3)準用)
□	夜間勤務等看護Ⅳ(青1210・1211)	看護・介護職員が20:1、2人以上配置	<input type="checkbox"/>	満たす		夜勤職員基準第七の二八(第二号ハ(3)準用)
		看護職員の数が1以上	<input type="checkbox"/>	満たす		夜勤職員基準第七の二八(第二号ハ(3)準用)

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
□	若年性認知症入所者受入加算 (青1210・1211)	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	<input type="checkbox"/>	該当		定める基準第六十四号
		利用者に応じた適切なサービス提供	<input type="checkbox"/>	実施		入所留意事項通知第2の8(14)(第2の2(14)準用)
		認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない	<input type="checkbox"/>	算定していない		施設報酬告示別表4-1注8
/	外泊時費用(青1212)	外泊をした場合(入院は除く)	<input type="checkbox"/>	6日以下		施設報酬告示別表4-1注9
		外泊の初日及び最終日は算定できない	<input type="checkbox"/>	算定していない		
		短期入所療養介護のベッドへの活用の有無	<input type="checkbox"/>	なし		入所留意事項通知第2の8(15)(第2の5(18)③準用)
/	試行的退所サービス(青1213)	退所が見込まれる者が試行的に退所した場合(1月の算定日)	<input type="checkbox"/>	6日以内		施設報酬告示別表4-1注10
		初日、最終日及び外泊加算を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当		
		医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等により居宅において療養を継続する可能性があるかの検討をしている	<input type="checkbox"/>	該当		入所留意事項通知第2の8(18)①(第2の7(20)準用)
		入所者又は家族に趣旨を説明し、同意を得ている	<input type="checkbox"/>	該当		入所留意事項通知第2の8(18)②(第2の7(20)準用)
		従業者又は居宅サービス事業者等との連絡調整をした上で介護支援専門員が試行的退院サービスに係る計画を作成している	<input type="checkbox"/>	該当		入所留意事項通知第2の8(18)③(第2の7(20)準用)
		試行的退所サービス期間中、計画に基づく適切な居宅サービスを提供している	<input type="checkbox"/>	該当		入所留意事項通知第2の8(18)⑤(第2の7(20)準用)
		試行的退所サービス期間中ベッドを活用している場合利用者からの同意がある	<input type="checkbox"/>	該当		入所留意事項通知第2の8(18)⑦(第2の7(20)準用)
居宅に退所できない場合、療養できない理由等を分析し問題解決に向けた施設サービス計画の変更の支援をしている	<input type="checkbox"/>	該当		入所留意事項通知第2の8(18)⑧(第2の7(20)準用)		
/	他科受診時費用(青1214・1215)	専門的な診療が必要となり、他の病院等で診療が行われた場合	<input type="checkbox"/>	あり		施設報酬告示別表4-1注11
		1月の算定日	<input type="checkbox"/>	4日以内		
		他医療機関が特別の関係にない	<input type="checkbox"/>	ない		入所留意事項通知第2の8(17)(第2の7(21)準用)

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
	従来型個室に入所していた者の取扱い (青1216・1217)	介護療養型医療施設から転換した介護医療院であって、平成17年9月30日に介護療養型医療施設の従来型個室に入所して、平成17年10月1日以降引き続き従来型個室に入所している	<input type="checkbox"/>	該当		施設報酬告示別表4-1注13
		当該期間中に、特別な居室提供を受けたことに伴う特別な室料を払っていない	<input type="checkbox"/>	該当		入所留意事項通知第2の8(21)(第2の5(23)準用)
		継続して当該従来型個室に入所していた者が、一旦、従来型個室を退所した後、再度従来型個室に入所した場合は、経過措置対象外としている	<input type="checkbox"/>	している		
従来型個室の多床室利用 (青1216・1217)	感染症等により従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者で、従来型個室への入所期間が30日以内である	<input type="checkbox"/>	該当		施設報酬告示別表4-1注13イ	
	入所者1人当たりの面積が6.4㎡以下に適合する従来型個室に入所している	<input type="checkbox"/>	該当		施設報酬告示別表4-1注13ロ 施設基準第六十八の五号	
	著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあると、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した	<input type="checkbox"/>	該当		施設報酬告示別表4-1注13ハ	
初期加算(青1216・1217)	入所した日から起算して30日以内の算定	<input type="checkbox"/>	30日以内		施設報酬告示別表4-1ト	
	算定期間中の外泊	<input type="checkbox"/>	なし		入所留意事項通知第2の8(18)(第2の6(18)準用)	
	過去3月以内の当該施設への入所(自立度判定基準によるⅢ、Ⅳ、Ⅴの場合は1月以内)	<input type="checkbox"/>	なし			
	当該施設の短期入所療養介護の利用者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合は、30日から短期入所療養介護の利用日数を控除した日数で算定する	<input type="checkbox"/>	算定している			
入所時に経口により食事を摂取した者が、医療機関に入院し、入院中に経管栄養又は嚥下調整食を新規導入の場合	<input type="checkbox"/>	満たす		施設報酬告示別表4-1チ		
再入所時栄養連携加算(青1216・1217~1218)	介護医療院の管理栄養士が入院する医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、医療機関の管理栄養士と連携して二次入所後の栄養計画を作成する	<input type="checkbox"/>	満たす		入所留意事項通知第2の8(19)(第2の5(21)準用)	
	栄養ケア計画について家族の同意が得られている	<input type="checkbox"/>	満たす			
	栄養管理未実施減算となっていない	<input type="checkbox"/>	該当していない			施設報酬告示別表4-1チ
	入所者1人につき、1回を限度として算定している	<input type="checkbox"/>	満たす			



届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
	退所前訪問指導加算(青1218・1219)	入所期間が1月以上(見込みを含む)	<input type="checkbox"/>	満たす		施設報酬告示別表4-1リ注1
		退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び家族に対し療養上の指導を実施(2回を限度)	<input type="checkbox"/>	満たす		施設報酬告示別表4-1リ注1
		退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	<input type="checkbox"/>	満たす		入所留意事項通知第2の8(20)(第2の7(23)準用)
		指導日、指導内容の記録の整備	<input type="checkbox"/>	満たす	診療録等	
	退所後訪問指導加算(青1218・1219)	退所後30日以内に入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施	<input type="checkbox"/>	満たす		施設報酬告示別表4-1リ注2
		退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	<input type="checkbox"/>	満たす		入所留意事項通知第2の8(20)(第2の7(23)準用)
		指導日、指導内容の記録の整備	<input type="checkbox"/>	満たす	診療録等	
	退所時指導加算(青1218・1219)	入所期間が1月以上	<input type="checkbox"/>	満たす		施設報酬告示別表4-1リ注3
		退所時に入所者及び家族に対し退所後の療養上の指導を実施	<input type="checkbox"/>	満たす		
		退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	<input type="checkbox"/>	満たす		入所留意事項通知第2の8(20)(第2の7(23)準用)
		指導日、指導内容の記録の整備	<input type="checkbox"/>	満たす	診療録等	
	退所時情報提供加算(青1220・1221)	入所期間が1月以上	<input type="checkbox"/>	満たす		施設報酬告示別表4-1リ注4
		本人の同意を得て主治の医師に対し、診療状況を示す文書を添えて紹介を行う	<input type="checkbox"/>	実施	診療状況を示す文書(様式あり)	入所留意事項通知第2の8(20)(第2の7(23)準用)
		退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	<input type="checkbox"/>	満たす		
	退所前連携加算(青1220・1221)	入所期間が1月以上	<input type="checkbox"/>	満たす		施設報酬告示別表4-1リ注5
		退所に先だって居宅介護支援事業者に対し、利用者の同意を得て診療状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を実施	<input type="checkbox"/>	満たす		
		退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	<input type="checkbox"/>	満たす		入所留意事項通知第2の8(20)(第2の7(23)準用)
		連携を行った日、内容に関する記録の整備	<input type="checkbox"/>	満たす	指導記録等	

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
訪問看護指示加算(青1220・1221)		施設の医師が診療に基づき訪問看護が必要であると認めた場合	<input type="checkbox"/>	満たす		施設報酬告示別表4-1リ注6
		本人の同意を得て訪問看護の指示書を交付	<input type="checkbox"/>	交付	訪問看護指示書(様式あり)	入所留意事項通知第2の8(20)(第2の7(23)準用)
		指示書の写しの診療録添付の有無	<input type="checkbox"/>	あり	診療録等	
□ 栄養マネジメント強化加算(青1222~1223)		栄養管理未実施減算となっていない	<input type="checkbox"/>	該当していない		施設報酬告示別表4-1ヌ
		管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置 常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置	<input type="checkbox"/>	配置		定める基準第百の四イ 入所留意事項通知第2の8(22)(第2の5(24)②準用)
		低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法や食事の観察の際に特に確認すべき点等を示した栄養ケア計画の作成	<input type="checkbox"/>	している	栄養ケア計画(様式例)を参照	定める基準第百の四ロ 入所留意事項通知第2の8(22)(第2の5(24)④準用)
		入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理をするための食事の観察を週3回以上行い、栄養状態、食事摂取量、摂食・嚥下の状況、食欲・食事の満足感、嗜好を踏まえた食事の調整や、姿勢、食具、食事の介助方法等の食事環境の整備等を実施	<input type="checkbox"/>	実施		
		入所者が退所し、居宅での生活に移行する場合は、入所者又はその家族に対し、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行う 他の介護保険施設や医療機関に入所する場合は、入所中の栄養管理に関する情報(必要栄養量、食事摂取量、嚥下調整食の必要性、食事上の留意事項等)を入所先に提供	<input type="checkbox"/>	している		入所留意事項通知第2の8(22)(第2の5(24)④準用)
		食事の観察は管理栄養士が行う 介護職員等の他の職種が実施した場合、観察した結果を管理栄養士に報告	<input type="checkbox"/>	行っている		入所留意事項通知第2の8(22)(第2の5(24)④準用)
		低栄養リスクが低い入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は早期に対応	<input type="checkbox"/>	している		定める基準第九の二ハ 入所留意事項通知第2の8(22)(第2の5(24)⑤準用)
		食事の観察の際に、問題点がみられた場合は、速やかに関連する職種と情報共有をおこない、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、見直し後の計画に基づき対応	<input type="checkbox"/>	している		入所留意事項通知第2の8(22)(第2の5(24)④⑤準用)
		入所者ごとの栄養状態等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	<input type="checkbox"/>	活用している		定める基準第百の四二 入所留意事項通知第2の8(22)(第2の5(24)⑥準用)
		入所者ごとに、アからウまでに定める月の翌月10日までにLIFEへ情報を提出 ア 新規に栄養ケア計画の作成を行った日の属する月 イ 栄養ケア計画の変更を行った日の属する月 ウ ア又はイのほか、少なくとも3月に1回	<input type="checkbox"/>	している		科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	適合している		定める基準第百の四ホ		
原則として入所者全員に対して実施する	<input type="checkbox"/>	している		入所留意事項通知第2の8(22)(第2の5(24)①準用)		

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
経口移行加算(青1224・1225)		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	適合している		定める基準第六十六号
		栄養管理未実施減算となっていない	<input type="checkbox"/>	該当していない		施設報酬告示別表4-1ル注1
		医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、(言語聴覚士、)介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している	<input type="checkbox"/>	している	経口移行計画(様式例)を参照	施設報酬告示別表4-1ル注1 入所留意事項通知第2の8(23)(第2の5(25)①イ準用)
		計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援	<input type="checkbox"/>	行っている		施設報酬告示別表4-1ル注1 入所留意事項通知第2の8(23)(第2の5(25)①ロ準用)
		現に経管により食事を摂取している者であって、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要であるとして、医師の指示を受けた者が対象	<input type="checkbox"/>	該当している		入所留意事項通知第2の8(23)(第2の5(25)①イ準用)
		計画を入所者又はその家族に説明し、同意を得る	<input type="checkbox"/>	あり		入所留意事項通知第2の8(23)(第2の5(25)①イ準用)
		誤嚥性肺炎防止のためのチェック	<input type="checkbox"/>	行っている		入所留意事項通知第2の8(23)(第2の5(25)②準用)
		入所者又は家族の同意を得た日から起算して180日以内	<input type="checkbox"/>	180日以内		施設報酬告示別表4-1ル注1 入所留意事項通知第2の8(23)(第2の5(25)①ロ準用)
		180日を超える場合の医師の指示の有無	<input type="checkbox"/>	あり		施設報酬告示別表4-1ル注1 入所留意事項通知第2の8(23)(第2の5(25)①ハ準用)
		180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	<input type="checkbox"/>	2週間毎に実施		入所留意事項通知第2の8(23)(第2の5(25)①ハ準用)

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
経口維持加算 I (青1226・1227)		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	適合している		定める基準第六十七号イ
		誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	<input type="checkbox"/>	されている		定める基準第六十七号ハ 入所留意事項通知第2の8(24)(第2の5(26)④準用)
		食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無	<input type="checkbox"/>	あり		定める基準第六十七号ニ 入所留意事項通知第2の8(24)(第2の5(26)①ハ準用)
		栄養管理未実施減算となっていない	<input type="checkbox"/>	該当していない		施設報酬告示別表4-1ヲ注1
		現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している	<input type="checkbox"/>	作成している	経口維持計画(様式例)を参考	施設報酬告示別表4-1ヲ注1 入所留意事項通知第2の8(24)(第2の5(26)①イ・ロ準用)
		経口維持計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を実施している	<input type="checkbox"/>	行っている		施設報酬告示別表4-1ヲ注1 入所留意事項通知第2の8(24)(第2の5(26)①ハ準用)
		経口維持計画は必要に応じて見直しを行う	<input type="checkbox"/>	行っている		入所留意事項通知第2の8(24)(第2の5(26)①ロ準用)
		経口維持計画の作成及び見直しを行った場合、入所者又はその家族に説明し、同意を得る	<input type="checkbox"/>	あり		
		経口移行加算の算定	<input type="checkbox"/>	算定していない		施設報酬告示別表4-1ヲ注1
		経口維持加算 II (青1226・1227)		協力歯科医療機関を定めている	<input type="checkbox"/>	定めている
経口維持加算 I を算定している	<input type="checkbox"/>			算定している		
食事の観察及び会議等に、医師(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している。	<input type="checkbox"/>			参加している		

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
口腔衛生管理加算（Ⅰ） （青1228・1229）		施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている	<input type="checkbox"/>	作成されている		定める基準第六十九号
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	適合		
		施設において、歯科医師の指示をうけた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行う場合に、その入所者ごとに算定している。	<input type="checkbox"/>	行っている		
		歯科衛生士が入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っている	<input type="checkbox"/>	行っている		
		歯科衛生士が入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応している	<input type="checkbox"/>	行っている		
		同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認する	<input type="checkbox"/>	確認している		入所留意事項通知第2の8(25)(第2の5(27)②準用)
		口腔衛生管理加算について説明し、その提供に関する同意を得る	<input type="checkbox"/>	同意を得ている		
		口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点（ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔衛生の管理を行うにあたり配慮すべき事項とする。）、当該歯科衛生士が実施した口腔衛生の管理の内容、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録を作成。当該記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提供する。	<input type="checkbox"/>	している		入所留意事項通知第2の8(25)(第2の5(27)③準用)
		歯科衛生士は、入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設の介護職員等への情報提供を行う	<input type="checkbox"/>	行っている		入所留意事項通知第2の8(25)(第2の5(27)④準用)
訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料を3回以上算定していない	<input type="checkbox"/>	算定していない		入所留意事項通知第2の8(25)(第2の5(27)⑥準用)		
口腔衛生管理加算（Ⅱ） （青1228・1229）		口腔衛生管理加算（Ⅰ）の要件を全て満たしている	<input type="checkbox"/>	満たす		定める基準第六十九号
		入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	<input type="checkbox"/>	活用している		入所留意事項通知第2の8(25)(第2の5(27)⑤準用)
		入所者ごとに、アからウまでに定める月の翌月10日までにLIFEへ情報を提出 ア 新規に口腔衛生等の管理に係る計画の作成を行った日の属する月 イ 口腔衛生等の管理に係る計画の変更を行った日の属する月 ウ ア又はイのほか、少なくとも3月に1回	<input type="checkbox"/>	している		科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
		口腔衛生管理加算（Ⅰ）の算定	<input type="checkbox"/>	算定していない		施設報酬告示別表2ワ

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
□	療養食加算(青1230・1231)	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	<input type="checkbox"/>	あり		施設報酬告示別表4-1カ
		利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	<input type="checkbox"/>	あり		
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	あり		定める基準第三十五号
		療養食の献立の作成の有無	<input type="checkbox"/>	あり	療養食献立表	入所留意事項通知第2の8(26)(第2の5(28)①)準用)
		疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く)、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/>	あり		入所留意事項通知第2の8(26)(第2の5(28)②)準用)
	1日につき3回を限度として算定している	<input type="checkbox"/>	該当している		施設報酬告示別表4-1カ	
□	在宅復帰支援機能加算(青1232・1233)	算定日の属する月の前6月間の退所者総数のうち在宅で介護を受けることとなった者(入院期間1月超)の割合が3割超	<input type="checkbox"/>	該当		定める基準第九十一号
		退院日から30日以内に居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅生活が1月以上継続することの確認、記録の実施	<input type="checkbox"/>	あり		
		入院患者の家族との連絡調整の実施	<input type="checkbox"/>	あり		
		入院患者が希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な情報提供、退所後の利用サービス調整の実施	<input type="checkbox"/>	あり	介護状況を示す文書	施設報酬告示別表4-1ヨ
		算定根拠等の関係書類の整備の有無	<input type="checkbox"/>	あり		入所留意事項通知第2の8(27)(第2の5(31)③)準用)
□	特別診療費(青1232・1233)  (個別の内容については、自己点検シート特別診療費編で点検すること(青1248~1277))	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	<input type="checkbox"/>	あり		施設報酬告示別表4-1タ

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
緊急時治療管理 (青1232・1233)		入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行う	<input type="checkbox"/>	行っている		施設報酬告示別表4-1レ(1)注1 入所留意事項通知第2の8(29)①(第2の6(32)①イ準用)
		連続する3日を限度に算定	<input type="checkbox"/>	3日以内		施設報酬告示別表4-1レ(1)注2 入所留意事項通知第2の8(29)①(第2の6(32)①ロ準用)
		同一の入所者について1月に1回まで算定	<input type="checkbox"/>	1回以下		入所留意事項通知第2の8(29)①(第2の6(32)①ロ準用)
		1月に連続しない日を3回算定することは認められない	<input type="checkbox"/>	算定していない		入所留意事項通知第2の8(29)①(第2の6(32)①ハ準用)
		特定治療と同時に算定していない	<input type="checkbox"/>	算定していない		入所留意事項通知第2の8(29)①(第2の6(32)①ニ準用)
		意識障害又は昏睡、急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性憎悪、急性心不全(心筋梗塞を含む。)、ショック、重篤な代謝障害、その他薬物中毒等で重篤なものを対象とする	<input type="checkbox"/>	該当している		
特定治療(青1232・1233)		診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第64条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	<input type="checkbox"/>	あり		施設報酬告示別表4-1レ(2)
□ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (青1234)		入所者総数のうち、日常生活に支障を来すおそれがある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMの者である)の割合が5割以上	<input type="checkbox"/>	該当している		適合する利用者等第七十四の三号(第二十三の二号準用) 定める基準第三のニイ(1) 入所留意事項通知第2の8(30)(第2の5(33)①準用)
		専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合にあっては、1に、当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/>	該当している		定める基準第三のニイ(2)
		施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	<input type="checkbox"/>	開催している		定める基準第三のニイ(3)
		認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定しない	<input type="checkbox"/>	算定していない		施設報酬告示別表4-1ソ

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
□	認知症専門ケア加算（Ⅱ） （青1234）	入所者総数のうち、日常生活に支障を来すおそれがある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMの者である）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/>	該当している		適合する利用者等第七十四の三号（第二十三の二号準用） 定める基準第三のニイ（1） 入所留意事項通知第2の8（30）（第2の5（33）①準用）
		専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合にあっては、1に、当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/>	該当している		定める基準第三の二ロ（1）（イ（2）準用）
		施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	<input type="checkbox"/>	開催している		定める基準第三の二ロ（1）（イ（3）準用）
		認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/>	該当している		定める基準第三の二ロ（2）
		介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施又は実施を予定している	<input type="checkbox"/>	該当している		定める基準第三の二ロ（3）
		認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定しない	<input type="checkbox"/>	算定していない		施設報酬告示別表4-1ソ
□	認知症行動・心理症状緊急対応加算 （青1235）	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅で生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者	<input type="checkbox"/>	該当している		施設報酬告示別表4-1ツ
		入所した日から起算して7日を限度とする	<input type="checkbox"/>	している		
		介護支援専門員、受け入れ施設の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、入所している	<input type="checkbox"/>	している		入所留意事項通知第2の8（31）（第2の5（34）③準用）
		医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始している	<input type="checkbox"/>	している		
		入所後速やかに退所に向けた施設サービス計画を策定し、当該入所者の「認知症の行動・心理症状」が安定した際に、速やかに在宅復帰が可能となるようにする	<input type="checkbox"/>	している		入所留意事項通知第2の8（31）（第2の5（34）④準用）
		病院、診療所に入院中である者、介護保険施設又は地域密着特養へ入院中又は入所中である者、短期入所生活介護等の利用中である者が直接当該施設へ入所した場合は算定できない	<input type="checkbox"/>	算定していない		入所留意事項通知第2の8（31）（第2の5（34）⑤準用）
		判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録する	<input type="checkbox"/>	記録している	診療録等	入所留意事項通知第2の8（31）（第2の5（34）⑥準用）
		施設は、判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録する	<input type="checkbox"/>	記録している	介護サービス計画	
当該入所者が入所前1月の間に当該施設に入所したことがない場合及び過去1月の間に当該加算（他サービスを含む）を算定したことがない場合に算定	<input type="checkbox"/>	該当している		入所留意事項通知第2の8（31）（第2の5（34）⑧準用）		



届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
□	重度認知症疾患療養体制加算 (Ⅰ)(青1236)	看護職員が常勤換算法で4:1	<input type="checkbox"/>	該当している		施設基準第六十八の六イ(1)
		専任の精神保健福祉士等1名及び理学療法士等のいずれか1名配置	<input type="checkbox"/>	配置している		施設基準第六十八の六イ(2)
		入所者等がすべて認知症の者	<input type="checkbox"/>	該当している		施設基準第六十八の六イ(3)
		届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれがある等から介護を必要とする認知症の者の割合が5割以上	<input type="checkbox"/>	該当している		
		医師の週4回以上の訪問	<input type="checkbox"/>	している		施設基準第六十八の六イ(4)
		前3ヶ月で身体拘束未実施減算の対象となっていない	<input type="checkbox"/>	該当している		施設基準第六十八の六イ(5)
□	重度認知症疾患療養体制加算 (Ⅱ)(青1236)	看護職員が常勤換算法で4:1	<input type="checkbox"/>	該当している		施設基準第六十八の六ロ(1)
		専ら従事する精神保健福祉士等1名及び理学療法士等のいずれか1名配置	<input type="checkbox"/>	配置している		施設基準第六十八の六ロ(2)
		60㎡以上の生活機能訓練室	<input type="checkbox"/>	あり		施設基準第六十八の六ロ(3)
		入所者等がすべて認知症の者	<input type="checkbox"/>	該当している		施設基準第六十八の六ロ(4)
		届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれがある等から介護を必要とする認知症の者の割合が5割以上	<input type="checkbox"/>	該当している		
		医師の週4回以上の訪問	<input type="checkbox"/>	している		施設基準第六十八の六ロ(5)
		前3ヶ月で身体拘束未実施減算の対象となっていない	<input type="checkbox"/>	該当している		

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
□	排せつ支援加算（Ⅰ） （青1237～1239）	入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも6月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	<input type="checkbox"/>	活用している		定める基準第七十一号の三イ（1）
		入所者ごとに、アからウまでに定める月の翌月10日までにLIFEへ情報を提出 ア 既入所者については、算定を開始しようとする月 イ 新規入所者については、サービス利用を開始した日の属する月 ウ 要介護状態の軽減の見込みに係る評価を行った日の属する月	<input type="checkbox"/>	している		科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
		評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	<input type="checkbox"/>	該当している		定める基準第七十一号の三イ（2）
		評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している	<input type="checkbox"/>	該当している		定める基準第七十一号の三イ（3）
		原則として入所者全員を対象として入所者ごとに要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員（排せつ支援加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する者を除く。）に対して算定	<input type="checkbox"/>	算定している		入所留意事項通知第2の8（33）（第2の5（36）②準用）
□	排せつ支援加算（Ⅱ） （青1237～1239）	排せつ支援加算（Ⅰ）の要件を全て満たしている	<input type="checkbox"/>	満たす		定める基準第七十一号の三口（1）
		次のいずれかに適合する				
		・評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない	<input type="checkbox"/>	適合		定める基準第七十一号の三口（2）
	・評価の結果、施設入所時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなった	<input type="checkbox"/>	適合			
□	排せつ支援加算（Ⅲ） （青1237～1239）	排せつ支援加算（Ⅰ）の要件を全て満たしている	<input type="checkbox"/>	満たす		
		評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない	<input type="checkbox"/>	適合		定める基準第七十一号の三八
		評価の結果、施設入所時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなった	<input type="checkbox"/>	適合		

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
	排せつ支援加算(Ⅳ) (H30.4版 青1074・1075) ※R3.3.31において改正前の排せつ支援加算に係る届出を行っていた施設について、R4.3.31までの経過措置	排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した入所者に対して行っている	<input type="checkbox"/>	行っている		
		介護医療院の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成している	<input type="checkbox"/>	作成している		
		当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	<input type="checkbox"/>	実施している		
		6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定	<input type="checkbox"/>	算定している		
		同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は算定しない	<input type="checkbox"/>	算定していない		
<input type="checkbox"/>	自立支援促進加算 (青1240・1241)	医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行う	<input type="checkbox"/>	行っている		定める基準第七十一号の四イ
		医学的評価の結果等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用	<input type="checkbox"/>	活用している		
		入所者ごとに、アからウまでに定める月の翌月10日までにLIFEへ情報を提出 ア 既入所者については、算定を開始しようとする月 イ 新規入所者については、サービス利用を開始した日の属する月 ウ 自立支援に係る医学的評価を行った日の属する月	<input type="checkbox"/>	している		科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
		医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施	<input type="checkbox"/>	該当している		定める基準第七十一号の四ロ
		医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している	<input type="checkbox"/>	該当している		定める基準第七十一号の四ハ
		医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加している	<input type="checkbox"/>	該当している		定める基準第七十一号の四ニ
		原則として入所者全員を対象として入所者ごとに要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員に対して算定	<input type="checkbox"/>	算定している		入所留意事項通知第2の8(34)(第2の5(37)③準用)

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
□	科学的介護推進体制加算 (Ⅰ) (青1242・1243)	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出	<input type="checkbox"/>	提出している		定める基準第九十二号の二イ
		必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、前項目に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用	<input type="checkbox"/>	活用している		
		入所者ごとに、アからエまでに定める月の翌月10日までにLIFEへ情報を提出 ア 既入所者については、算定を開始しようとする月 イ 新規入所者については、サービス利用を開始した日の属する月 ウ ア又はイの月のほか、少なくとも6月ごと エ サービスの利用を終了する日の属する月	<input type="checkbox"/>	している		科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
		原則として入所者全員を対象として、入所者ごとに要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員に対して算定	<input type="checkbox"/>	算定している		入所留意事項通知第2の8(35)(第2の5(38)①準用)
		科学的介護推進体制加算(Ⅱ)を算定していない	<input type="checkbox"/>	算定していない		施設報酬告示別表4-1ム
□	科学的介護推進体制加算 (Ⅱ) (青1242・1243)	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加え、入所者ごとの疾病、服薬の状況等の情報を、厚生労働省に提出	<input type="checkbox"/>	提出している		定める基準第九十二号の二ロ
		必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、前項目に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用	<input type="checkbox"/>	活用している		
		入所者ごとに、アからエまでに定める月の翌月10日までにLIFEへ情報を提出 ア 既入所者については、算定を開始しようとする月 イ 新規入所者については、サービス利用を開始した日の属する月 ウ ア又はイの月のほか、少なくとも6月ごと エ サービスの利用を終了する日の属する月	<input type="checkbox"/>	している		科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
		原則として入所者全員を対象として、入所者ごとに要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員に対して算定	<input type="checkbox"/>	算定している		入所留意事項通知第2の8(35)(第2の5(38)①準用)
		科学的介護推進体制加算(Ⅰ)を算定していない	<input type="checkbox"/>	算定していない		施設報酬告示別表2ム

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
□	長期療養生活移行加算 (青1242・1243)	入所者及びその家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与している	<input type="checkbox"/>	している		定める基準第百号の五
		介護医療院で合同の行事を実施する場合には、地域住民等に周知する。また、地域の行事や活動等に入所者やその家族等及び職員が参加できるように取り組む。	<input type="checkbox"/>	している		入所留意事項通知第2の8(36)④
		入所した日から起算して90日以内の期間に限り、算定	<input type="checkbox"/>	算定		
		療養病床に1年以上入院していた者	<input type="checkbox"/>	該当		施設報酬告示別表4-1ウ
		介護医療院への入所に当たって、当該入所者及びその家族等が、日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設としての取組について説明を受けている	<input type="checkbox"/>	該当		
		療養病床との違いを含め、生活施設としての取組について、入所者やその家族等に説明するとともに、質問、相談等に丁寧に応じ、説明等を行った日時、説明内容等を記録する	<input type="checkbox"/>	している		入所留意事項通知第2の8(36)③
□	安全対策体制加算 (青1244・1245)	介護医療院基準第40条第1項に規定する基準に適合	<input type="checkbox"/>	適合		
		事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者が安全対策に係る外部における研修を受けている	<input type="checkbox"/>	該当している		定める基準第六十八の七 施設報酬告示別表4-1注4
		施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている	<input type="checkbox"/>	整備している		
		入所初日に限り算定	<input type="checkbox"/>	算定している		施設報酬告示別表4-1キ
□	サービス提供体制強化加算 (I) (青1244・1245)	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	適合		定める基準第百の六
		前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近3カ月の職員の割合につき、毎月確認し記録しているか。	<input type="checkbox"/>	確認している		入所留意事項通知第2の8(38)①(第2の2(21)②準用)
		次のいずれかに適合する				
		・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上	<input type="checkbox"/>	適合		定める基準第百の六
		・介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上	<input type="checkbox"/>	適合		
		サービスの質の向上に資する取組を実施	<input type="checkbox"/>	実施している		定める基準第百の六
	<input type="checkbox"/>	算定していない		施設報酬告示別表4-1ノ		

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
□	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (青1244・1245)	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	適合		定める基準第百の六
		前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近3カ月の職員の割合につき、毎月確認し記録しているか。	<input type="checkbox"/>	確認している		入所留意事項通知第2の8(38)①(第2の2(21)②準用)
		介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/>	該当している		定める基準第百の六
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅲ）は算定しない	<input type="checkbox"/>	算定していない		施設報酬告示別表4-1ノ
□	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) (青1244・1245)	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	適合		定める基準第百の六
		前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近3カ月の職員の割合につき、毎月確認し記録しているか。	<input type="checkbox"/>	確認している		入所留意事項通知第2の8(38)①(第2の2(21)②準用)
		次のいずれかに適合する				定める基準第百の六
		・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/>	適合		
		・看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上	<input type="checkbox"/>	適合		
		・サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上の者の占める割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/>	適合		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ）は算定しない	<input type="checkbox"/>	算定していない		施設報酬告示別表4-1ノ		

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
□	介護職員処遇改善加算(I) (青1247)	(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、加算算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。	□	満たす		処遇改善加算計画書 処遇改善加算届出書 その他添付書類 定める基準第百の三(第四号イ(1)準用) 定める基準第百の三(第四号イ(2)準用)
		(2) (1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市に届け出ていること。	□	満たす		
		(3) 加算算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営悪化等により事業の継続が困難な場合に、当該事業の継続を図るため賃金水準を見直したときは、その内容を市に届け出ること。	□	満たす		定める基準第百の三(第四号イ(3)準用)
		(4) 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。	□	満たす		定める基準第百の三(第四号イ(4)準用)
		(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	□	満たす		定める基準第百の三(第四号イ(5)準用)
		(6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。	□	満たす		定める基準第百の三(第四号イ(6)準用)
		(7)-1 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。	□	満たす		定める基準第百の三(第四号イ(7)(一)準用)
		(7)-2 (7)-1の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	□	満たす		定める基準第百の三(第四号イ(7)(二)準用)
		(7)-3 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。	□	満たす		定める基準第百の三(第四号イ(7)(三)準用)
		(7)-4 (7)-3について、全ての介護職員に周知していること。	□	満たす		定める基準第百の三(第四号イ(7)(四)準用)
(7)-5 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。	□	満たす		定める基準第百の三(第四号イ(7)(五)準用)		
(7)-6 (7)-5の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	□	満たす		定める基準第百の三(第四号イ(7)(六)準用)		
(8) 平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。	□	満たす		定める基準第百の三(第四号イ(8)準用)		

届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （青1247）	(1) (Ⅰ)の算定要件(1)から(6)、(7)-1から(7)-4まで及び(8)に適合すること。	<input type="checkbox"/>	満たす		定める基準第百の三(第四号ロ準用)
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （青1247）	(1) (Ⅰ)の算定要件(1)から(6)に適合すること。	<input type="checkbox"/>	満たす		定める基準第百の三(第四号ハ(1)準用)
		(2) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定め、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。又は、介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	満たす		定める基準第百の三(第四号ハ(2)準用)
		(3) 平成20年10月から当該加算（Ⅰ）(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	満たす		定める基準第百の三(第四号ハ(3)準用)
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （H30.4版 青1078） ※R3.3.31において届出を行っている施設について、R4.3.31までの経過措置	(Ⅰ)の算定要件(1)から(6)に適合していること。かつ、(Ⅲ)の算定要件(2)又は(3)のいずれかに適合していること。	<input type="checkbox"/>	満たす		定める基準第百の三(第四号ニ準用)
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （H30.4版 青1078） ※R3.3.31において届出を行っている施設について、R4.3.31までの経過措置	(Ⅰ)の算定要件(1)から(6)に適合すること。	<input type="checkbox"/>	満たす		定める基準第百の三(第四号ホ準用)



届出状況	点検項目	点検事項	点検事項	点検結果	確認書類等	根拠
□	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (青1247)	(1) 介護職員その他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。	□	満たす		特定処遇改善加算計画書 特定処遇改善加算届出書 その他添付書類 定める基準第百の八(第六号の二)(1)準用)
		(1)-1 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	□	満たす		定める基準第百の八(第六号の二)(1)(一)準用)
		(1)-2 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。	□	満たす		定める基準第百の八(第六号の二)(1)(二)準用)
		(1)-3 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。	□	満たす		定める基準第百の八(第六号の二)(1)(三)準用)
		(1)-4 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。	□	満たす		定める基準第百の八(第六号の二)(1)(四)準用)
		(2) (1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。	□	満たす		定める基準第百の八(第六号の二)(2)準用)
		(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。	□	満たす		定める基準第百の八(第六号の二)(3)準用)
		(4) 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。	□	満たす		定める基準第百の八(第六号の二)(4)準用)
		(5) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。	□	満たす		定める基準第百の八(第六号の二)(5)準用)
		(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	□	満たす		定める基準第百の八(第六号の二)(6)準用)
□	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (青1247)	(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	□	満たす		定める基準第百の八(第六号の二)(7)準用)
		(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	□	満たす		定める基準第百の八(第六号の二)(8)準用)
□	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (青1247)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	□	満たす		定める基準第百の八(第六号の二)準用)